

令和7年度 市民税・県民税(住民税)申告の手引き

①申告が必要な方・必要のない方

このフローチャートは、より分かりやすくするために簡潔なものとなっております。

詳細につきましては、課税課市民税グループまでお問い合わせください。

※上場株式等の譲渡所得及び配当等所得を申告する場合は、必ず税務署に確定申告をしてください。

